

日程第52 議員提出議案第1号 自由な意思による選挙を保障するための条例について

○議長（井上勝彦君）日程第52 議員提出議案第1号 自由な意思による選挙を保障するための条例について を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

7番 松浦君。

〔7番（松浦健次君）登壇〕

○7番（松浦健次君）自由な意思による選挙を保障するための提案理由の説明をいたします。

まず、憲法上保障された市民の権利を事実上侵害することが問題となりますので、憲法上の問題となる条項を紹介いたします。

憲法第13条「すべて国民は、個人として尊重される。」とあります。これは一人ひとりの国民はその考えるところ、行動を大切に扱われなければならないということです。

次に、第19条「思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。」その意味は、基本的なものの考え方やこれに連なる自由は、人格の本質ともいうべきものであるから、尊重すべきであるという意味です。

次に、第21条「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」その意味は、人は自分の思うことを自由に表現すること、そのこと自体が大切なことだという意味です。特に、民主主義の政治体制が十分に機能して、国民の福利を向上させるためには欠くことのできない大切な自由です。とりわけ、選挙において自分の支持する意見や、候補者のために自由に運動、自由に応援することは、最大限保障しなければなら

ないという趣旨であります。

以上を前提として、本論に入ります。

選挙において、区や自治会が特定候補者を推薦することによって、次のような弊害が発生します。つまり、何の関係もない住民までも、その意に反しても特定の候補者の選挙に引っ張り込み、または有形無形の圧力を加えて、まず、その候補者に投票させる可能性を高める。これは憲法第13条が保障する個人の尊厳を尊重する趣旨に違反する。また、憲法第15条が保障する投票の自由をも侵害することになる。

次に、住民がその地区で自分の支持する他地区の候補者のための選挙運動を事実上やりにくくする。これは、憲法第21条が保障する政治運動の自由を事実上抑え込むことによって侵害することになります。

さらに、何の関係もない住民までも駆り立てて、選挙運動をやらせるという事実上の効果もある。これは憲法第13条が保障する個人の尊厳や第19条が保障する思想および良心の自由を踏みにじるものであります。

これでは憲法が保障する権利、自由を侵害することはもちろん、公職選挙法第1条にいう自由で公正な選挙が実現するはずもなく、選挙民の意思が不当にねじ曲げられた欠陥選挙であると断定せざるを得ない。こういう不合理でばかげたことをやめさせ、自由で公正な選挙を実現させ、市民の議会及び議員への信頼を得ようとするのにするのが本条例の趣旨であります。

以上の私の見解に対しては、次のような弁解が予想されます。

A. 「労働組合、会社、宗教団体も同じよう

なことをやっているではないか。」しかし、これらの団体は私的団体であり、公的性格の強い区や自治会と性格の本質が異なる。すなわち、区や自治会は市の行政事務を分担するという理由で、年間約3,000万円の行政事務委託費を受け取っている。また、民生委員、民生児童委員、母子保健推進員という重責を担う人たちも、区や自治会の推薦に基づいて選ばれている。さらに、区や自治会の地域の希望は、原則として区長を通して市に吸い上げる仕組みが制度として定着しております。また、その要望を実施して、施策として市がやるかやらないか、また優先順位等を区や自治会と相談しながら決めていくという現実があり、このような例はまだ山ほどある。

その上、住民も、区や自治会を労働組合や会社や宗教団体のような任意な私的団体と同列には考えていない。大半の人が、自治会費や区費を自分の属する団体とは無関係に支払っていることからそれが読み取れる。さらに、会社や労働組合、宗教団体が推薦しているのと、区や自治会が推薦しているというのと、その影響力に歴然とした差があるということも素直に認めましょう。

B. 次に、「区や自治会が特定候補を推薦しても、住民がそれに従って投票したり、他候補の運動を自粛したり、動員されて出てきたりするとは限らない。」と弁解する議員もおります。しかし、限らないということは、そういう効果があるということを知っていることになると思います。その効果、つまり投票させる、あるいは他候補の応援を抑え込む、あるいは選挙運動を手伝わせるという三つの効果があるから、区や自治会の推薦をもらいに行ったり、受けたりするのでしょうか。したがって、この弁解も憲法、公職選挙法の趣旨に反し、正当な理由がないと考える。

さらに、区や自治会は任意の団体だから、

だれを推薦するかは自由であり、これを制限するのは憲法違反だという議員もいます。しかし、任意団体か強制団体かは問題の本質ではありません。私が問題の本質を考えるのは、右に述べたように区や自治会が公的性格の強い団体であるということです。

確かに、この区や自治会も憲法上認められた自治の自由がありますが、その自由というものも絶対無制限ではないのであります。団体自治の名のもとに、国民一人ひとりに憲法が保障した人権、自由を侵害する、そういう権利まで憲法が認めているということは絶対ではないのであります。これは当たり前の話だと私は思いますけどね。

このように考えたとしても、区や自治会の構成員である住民は、自由に選挙運動ができる。自分たちで団体をつくって応援したり、講演会に入って応援すればいいではないか。区や自治会が特定候補者を推薦することを禁止しても、だれも何の不利益も受けない。強いて言えば、区や自治会の推薦が禁止されたために、その利益を得られない候補者が不利益を受けることとなります。しかし、そのような利益は、もともと声なき住民の犠牲の上に得られる不当な利益であり、保護するに値しないと考えます。

最後に、議員諸氏は日頃、民意が大切だとか、住民の意思を聞けという言葉で金科玉条のごとく振り回して、したり顔をしている。そんな議員諸氏に私は問いたい。そんなに市民の意思が大切なら、市民の意思が最も強く政治に届く機会である選挙という場面において、区推薦、自治会推薦という憲法の基本的な規定の趣旨を事実上無視している悪い悪習を、なぜゆえに改めようとししないのか。何ゆえに市民の本当の意思が自由に投票に反映するような環境をつくろうとししないのか。何ゆえに市民に自由な選挙運動を保障して、正確

な市民の意思がどこにあるかを知ろうとしないのか。あまりにもご都合主義、手前勝手な態度ではないか。権力の行使にかかわる我々議員は、多数者の意見を尊重すべきは当然であります。しかしながら、他方、声なき声の少数者の正当な利益を守るということに対しても、十分な配慮が必要と考えるべきであります。いやしくも己の個人的な利益のために、区や自治会を使って声なき声の少数者の正当な利益を奪って平然とするがごときは厳に慎むべきであります。

私は、市民に右に述べたような犠牲を強いてまで議席を得ようとは思わないし、また、議席にしがみついているようとも思わない。誠実に、精いっぱい議員としての職責を果たして、正々堂々と選挙戦を戦い、勝ち残っていくのが政治家として当然の姿であると考えます。

以上で、私の提案理由の説明を終わります。この後に行われる質疑応答の際に、本条例案に反対される議員諸氏は、反対される根拠を示して、私をご指導していただければ幸いです。よろしくお願いします。

○議長（井上勝彦君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議員提出議案第1号については、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。反対討論から。

17番 松本君。

〔17番（松本健一君）登壇〕

○17番（松本健一君）自由な意思による選挙を保障するための条例を可決することに、反対の立場から討論をいたします。

まず、本条例案の第1条にうたわれた目的は、日本国憲法第15条第3項、「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。」とされ、同条第4項、「すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問われない。」とあり、本条例案の目的は既に憲法で保障されたものであり、条例化の必要はありません。また、本条例案第2条の禁止事項及び罰則を本市が独自に定めることは、日本国憲法第15条第4項に反するものであり、条例になじまないものであります。

仮に本条例案が可決された場合、憲法第94条及び地方自治法第14条に、地方公共団体への条例制定権をうたっている一方、「法令に違反しない限りにおいて」とされ、地方自治法第2条第16項、「地方公共団体は、法令に違反してその事務を処理してはならない。」とあり、同法同条第17項には、「前項の規定に違反して行った地方公共団体の行為は、これを無効とする。」とあります。また、区及び自治会が任意団体である場合、その活動を制限する条例も憲法第21条、「集会、結社の自由」とうたわれる国民の権利を侵害するものであります。認可地縁団体とする区及び自治会の場合は、その団体の認可条件には、特定の政党の党利党略に利用されて、その本来の目的の達成を阻害されることのないようにと、その旨が設けられています。

したがって、構成員各個人に対して、その政党支持を制限することでもなく、団体とし

て政治家個人の政治活動を、認可地縁による団体の目的の範囲内において支援することを禁止する趣旨のものでもありません。しかしながら、区長が区民の了解を得ず、区役職として推薦する等の文章を渡す場合は、区や自治会の目的に合わないのとれるため、まずは規約違反としてその区・自治会で、区自治会役員役職を問うべきことであります。

また、区・自治会はあくまでも任意の市民共益活動団体であり、認可地縁団体も市長が認可したとしても、行政機関ではありません。これらの問題は公職選挙法の範囲であり、市町村及び特別区の条例に全くもってそぐわないものであるのは明白。本条例案第2条第2項の市民に過料すなわち義務を課すとあるような場合、すなわち、規制的手法による実効性の確保を行いたいとする旨がある場合、緊急性等理由のある場合を除き、パブリックコメント等を取るなど市民へ事前の十分な情報提供と議論をすることが必須であり、今回の提案者及びこの後行われる記名投票を要望する議員の議会人としての見識と努力を欠いたことに賛成することは、議員として市民意見を聞くべきことを行わない傲慢であり、怠慢な議会だとされてしまい、内外に橋本市民全員の汚点を残すこととなります。

市民の福祉に全体の奉仕者として見本とあるべく、議員の資質、品格を問われる判断を本議員提案第1号議案の自由な意思による選挙を保障するための条例案への賛否で迫られており、市民の誇り、市民の代表となる良識ある議員の皆さんの反対へのご賛同をお願いいたします。

以上、反対討論を終わります。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。賛成討論ですか。

12番 清水君。

〔12番（清水信弘君）登壇〕

○12番（清水信弘君）私の住まいしている自治会は、私がそこで生まれて育った人間ではないので、推薦はもらいにくい立場にあるんですけれども、今回の選挙で、前日が私どもの自治会の総会でありました。翌日が告示でありましたので、明日からお騒がせするので、ご辛抱願いますということをお願いさすせていただけないかと、自治会長にお願いしました。自治会長は極めて慎重な方でございまして、選管に尋ねられました。選管の回答は、「好ましくない」でありました。ならば、自治会の推薦などというのはとんでもないというふうになってくるのではないのでしょうか。きのうの答弁には、かなり矛盾撞着を感じました。

以上、賛成討論であります。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。反対討論ですか。

13番 石橋君。

〔13番（石橋英和君）登壇〕

○13番（石橋英和君）反対の立場で討論をさせていただきます。一つ、二つ、例えばのケースの例を挙げさせていただいて、討論を進めさせていただきます。

自然災害に見舞われて、例えば市内のある地域が甚大な被害を受けてしまった場合、それは当然、国・県・市で災害復旧対策というのは進められるわけではありますが、その地域の人たちがこんな対策では、このうちの地区はもう立ち直れないかもわからないという極限、例えばのケースであります。そういう場合に陥った場合、それとまた、ふだん日常の行政サービスについて、その地区より再三にわたって要望を市に対して上げていると。それでもそれが聞き入れてもらえなくて、でもうちの区としたら、これは本当に大事な要望であるし、かなえてもらえなかったら、これは本当に市の行政が平等になされているとい

うふうに受け取れないなというほど、深刻な要望で困っている区が例えばあったとしたとき、そこの区民総会なりなんなりで、それじゃあ次年度実施される議会の選挙に、市議会議員の選挙において、うちの区から推薦議員を立てて、それで私たちの、この困っている実情を代弁してもらおうじゃないかと、そういう意見に進んでいった場合、私たち議員の本来の務め、それはやっぱり困っている市民の代弁者でありまして、その役目をさせようという目的でその地区が推薦をつけて、あんだ、この困ってる実情を、あんだの当選後の議員活動において、そしてまた議会開催において、精いっぱい訴えてきてくれないかという意味での推薦をつけなければ、本当にその区にとっては乗り切れないような問題を抱えてしまった場合、それはやはり私たち本来、議会制、地方自治の意味合いにおいて、議員の活動というのが代弁者として認めてもらっているという、そこを私たちは無視してはいけない。やはり、議員が議会で一生懸命活躍してくれて自治体運営がなされているという、その基本的な部分を認めてくれるという、それは絶対否定してはならない。それは政治活動として大切な部分であると私は考えます。

そして、私たち日本国民は、法治国家である日本国、もう随分と長い間この国に住んでおります。選挙においては公職選挙法が何よりも優先するという事は、これは皆知っていることでもあります。うちの自治会の推薦候補だから、そんな公職選挙法は守らなくていいなんていうことで推薦をつけている区長さんもないだろうし、区民もそんなことは絶対考えずに、法律の範囲内で選挙運動を行って、そして代弁者としてやってほしいという流れ、それは私は守らなければならないし、また代弁者であるという私たちの義務も再確

認すべきだろうと思います。

という理由をもちまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。賛成討論。反対討論もございませんか。

1 番 辻本君。

〔1 番（辻本 勉君）登壇〕

○1 番（辻本 勉君）反対の立場で討論いたしたいと思います。

中身については、17番議員が本当に詳しくやっていただきましたので、本当にそのとおりだと思います。私は一点だけ、昨日からの一般質問でも、選挙管理委員会が答弁していただいておりますけれども、本当にそのとおりだと思います。まして、区が推薦することによって個人の意思を阻害することはありません。個人の選挙活動を阻害する、個人の意思を曲げれというような、そういう推薦では全くありません。今までそんなことは聞いたことがありませんし、それは、個人は本来、もともと自分の意思によって選挙に投票することになってますので、それを曲げてまでする必要がないし、そういう強制は今までに聞いたことがありませんし、本来、自治会活動を阻害するようなこういう条例はつくべきではありませんし、この条例については全く取るに足らないと私は思っております。

以上、反対討論といたします。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。次、賛成討論。ない場合は反対討論ございませんか。

8 番 中西君。

〔8 番（中西峰雄君）登壇〕

○8 番（中西峰雄君）あえて反対討論をしなければならないということ、大変残念に思います。しかしながら、本条例案につきましては大変重要な点がございまして、それは、まず憲法の解釈において、憲法のどこをたたけ

ば提案者のおっしゃるような解釈が出てくるのか。私は今までそういう解釈を聞いたことがございません。

まず、政治活動の自由でございますけども、これは団体にも、あるいは法人にも政治活動の自由が認められておるといのは、これは判例でございます。しかも、その団体が自由な区といいますか、住民団体、その住民団体の政治的な活動を制限するということは、公職選挙法並びに憲法上の基本的人権、表現の自由、結社の自由等にも全く反するものであります。

確かに、提案者のおっしゃるように、区の推薦をすることによって、その区の構成員のすべてがその候補者を応援しているわけではないので、好ましくないんじゃないかということは、私もそれは認めます。そういう考えの方がいらっしゃるといことは、これは認めます。しかし、だからといって、その住民団体の政治的な活動、選挙運動を、過料をもってまで制限するということは、これこそ憲法違反、あるいは公職選挙法違反であります。

また、住民団体、区並びに自治会というものは強制加入ではございません。現実に皆さまもご存じのとおり、区の中に入っておられない住民の方もたくさんいらっしゃいます。抜けることも可能でございます。そういう団体でありますから、そういう自由な団体がすることに対して、区民全体を縛るとい、そういう条例案が成り立つことがない。

本当に、この条例案が本市議会から提案されたら、そして、私はこのように反対討論をしなければならないということは大変残念です。提案者の憲法解釈、あるいは公職選挙法解釈というものとは全く傲岸な解釈でありまして、一般通常人、あるいは法律専門家が解釈するようなものではございません。

また、この住民団体がどの候補者を推薦す

るかというようなことを決めるのは、決めたからといって強制力を持って各個人の政治活動あるいは選挙活動を拘束するものではない。これは言うまでもございません。

以上の諸点をもちまして、全く残念ながら反対討論をしなければならないということを残念に思いながら、皆さんの反対へのご協力をお願いいたします。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。次は賛成討論。賛成討論がない場合は反対討論。

3番 富岡君。

〔3番（富岡清彦君）登壇〕

○3番（富岡清彦君）議員提出議案第1号 自由な意思による選挙を保障するための条例について、反対の立場から討論を行います。

まず、本議案は議員提案で条例を制定しようとするもので、議会を活性化する点では評価したいと思います。問題は、提案された条例の内容であります。第1条で「本条例は市民一人ひとりが自由に選挙運動をすること及びだれに投票するかを自由に決定することを保障し、民主政治の根幹を支えることを目的とする。」と、このようにしながら、第2条で、「区及び自治会は、その住民である有権者が全員一致する場合を除き、特定の候補者を推薦してはならない。」としています。私は、第1条と第2条が矛盾する条例であると考え、反対です。

本来、区・自治会は地縁団体であり、選挙に関し、特定の候補者を決めることは問題があるとは考えますが、区・自治会自身が決めることで、条例で規制することは反対であります。より根本的には、憲法の上に条例をつくる、これは問題でありますし、また、自由な選挙に関して、公職選挙法はそれを保障していると考えます。法を超える条例の制定は問題であると、このように考えます。

以上、反対討論とします。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。
賛成討論。ない場合は反対討論の方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより議員提出議案第1号 自由な意思による選挙を保障するための条例についてを採決いたします。

この採決については、会議規則第71条第1項の規定により、松浦君、妙中君、土井君、清水君、以上4人から記名投票によられたいとの要求がありましたので、記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○議長（井上勝彦君）ただ今の出席議員数は21人であります。

投票用紙を配付いたさせます。

（職員 投票用紙配付）

○議長（井上勝彦君）投票用紙の配付もれはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）配付もれなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○議長（井上勝彦君）異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本案を可とする諸君は白票を、それから、本案を否とする諸君は青票を。もう一度申し上げます。本案を賛成とする諸君は白い票、それから、本案を反対とする諸君は青い票を、点呼に応じて順次投票をお願いします。

点呼と出席議員の確認を命じます。

○議会事務局次長（石井 豊君）

1 番 辻本 勉議員 2 番 阪本久代議員
3 番 富岡清彦議員 4 番 楠本知子議員

5 番 森下伸吾議員 6 番 山田哲弥議員

7 番 松浦健次議員 8 番 中西峰雄議員

9 番 上田良治議員 10番 妙中嘉三議員

11番 土井裕美子議員 12番 清水信弘議員

13番 石橋英和議員 14番 中本浩精議員

15番 田中博晃議員 16番 堀内和久議員

17番 松本健一議員 19番 小林 弘議員

20番 樽井豪男議員 21番 岡 弘悟議員

22番 中本正人議員

○議長（井上勝彦君）投票もれはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）投票もれなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（議場閉鎖）

○議長（井上勝彦君）開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に9番 上田君、12番 清水君、14番 中本浩精君、以上3人を指名いたします。

よって、3人の立ち会いをお願いします。

（立会人 所定の位置につく）

○議長（井上勝彦君）開票は職員にいたさせます。

（職員 開票）

○議長（井上勝彦君）それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数は21票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。そのうち賛成が3票、反対が18票。

以上のとおり反対が多数であります。

よって、議員提出議案第1号は否決されました。

賛成者（白票） 3名

松浦 健次 議員 妙中 嘉三 議員

清水 信弘 議員

反対者（青票） 18名

辻本 勉	議員	阪本 久代	議員
富岡 清彦	議員	楠本 知子	議員
森下 伸吾	議員	山田 哲弥	議員
中西 峰雄	議員	上田 良治	議員
土井裕美子	議員	石橋 英和	議員
中本 浩精	議員	田中 博晃	議員
堀内 和久	議員	松本 健一	議員
小林 弘	議員	樽井 豪男	議員
岡 弘悟	議員	中本 正人	議員